「法政大学 卒業生連絡仲介サービス」の申請から結果報告までの流れ

(1)申請書の記入

「法政大学 卒業生連絡仲介サービス申請書」を以下のとおり記入してください。

- (①「(1)利用条件の同意」の利用条件に同意し、チェックボックスにチェックを入れ、署名をする。
- ※同意できない場合、申請できません。
- ②「(2)申請者情報」を記入する。 ※「連絡を取りたい目的」が親睦を図る目的でない場合、申請できません。
- ③「(3)本人確認書類」に「氏名」「生年月日」「現住所」が記載されている公的な本人確認書類のコピーを1点 貼付する。

【使用できる本人確認書類】

	-
運転免許証	・現在有効なものに限ります。
	・裏面にも記載がある場合は、裏面もコピーしてください。
健康保険証	・現在有効なものに限ります。
	・裏面に現住所記載欄がある場合や戸籍上氏名などの記載がある場合は、裏面もコピーし
	てください。
	・被扶養者の場合は、ご自身の氏名が記載されているページもコピーしてください。
	・現住所を本人が手書きする様式の場合、原本に現住所を記入の上、コピーしてください。
	・「記号」「番号」「枝番」「保険者番号」「二次元コード」は塗りつぶしてください。
	・通院歴やご家族情報の記載がある場合は、該当箇所を塗りつぶしてください。
マイナンバーカード	・現在有効なものに限ります。
	・氏名、顔写真、住所、生年月日、有効期限を確認できるように鮮明にコピーしてください。
	・表面(顔写真がある面)のコピーのみを貼付してください(裏面不要)。
その他の書類	・氏名+生年月日+現住所を確認できる 公的証明書類。
	・現在有効なもの、または発行日から3ヶ月以内のものに限ります。
	・氏名、生年月日、現住所、有効期限または発行日を確認できるように、鮮明にコピーしてく
	ださい。
	・裏面にも記載がある場合は、裏面もコピーしてください。
	・「マイナンバーの通知カード」は本人確認書類として <u>使用できません。</u>

④「(4)対象者情報」を記入する。

(2)申請書の提出

郵送で申請書を提出してください。

【提出先住所】〒102-8160 東京都千代田区富士見2-17-1 法政大学卒業生·後援会連携室

(次ページへ続く)

(3)申請内容を確認

申請書を受領後、利用条件に関して確認のお電話をさせていただきます。 電話確認後、法政大学卒業生・後援会連携室にて申請内容を確認します。

申請者が、本学の卒業生である確認ができなかった場合→申請をお受けできません 対象者への連絡ができる場合→(4) へ進む 対象者への連絡ができない場合→(5)B へ進む

(4)対象者へ連絡

対象者へ連絡ができる場合、法政大学卒業生・後援会連携室から対象者へ連絡し、『法政大学卒業生連絡仲介サービス申請書(1/3)「(2)申請者情報」』に記入された情報(「氏名・フリガナ」・「電話番号」・「メールアドレス」および「連絡を取りたい目的の概要」)を伝えます。

対象者への連絡ができた場合 \rightarrow (5)A へ進む 対象者への連絡ができなかった場合 \rightarrow (5)B へ進む

(5)申請者へ調査結果報告

卒業生・後援会連携室から、次のAまたはBのとおり調査結果を報告します。

- A 対象者への連絡ができた場合
 - 対象者に連絡した旨を報告します。
 - ※対象者が申請者に連絡をするかは、対象者次第です。
- B 対象者への連絡ができなかった場合 「連絡不可である」旨を報告します。

※個人情報保護の観点より、「連絡不可である」以上の回答(連絡不可である理由等)を伝えることはいた しかねます。

お問合せ先:法政大学卒業生・後援会連携室

TEL 03-3264-9230

Email koyu@hosei.ac.jp